

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月22日（木）午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女 秀作	(会長代理)
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原 繁  
事務局次長 野口 武士  
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 五月女秀作委員、9番 大貫勇一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
	いたします。
事務局	事務局より説明いたします。
1番	受付番号161号では、譲受人は明和町と館林市で広く耕作を行っ
	ている、明和町在住の方です。申請農地は譲受人の住まいから約7
	キロに位置しております。譲受人は当該農地の耕作者であり、譲渡
	人は耕作が難しいことから、今回、所有権の売買を行うものです。
	次に162号では、申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地
	に近接しており、耕作するのに利便性が良く、また、譲渡人は、高
	齢で今後の耕作が難しいことから、今回、譲受人へ贈与を行うもの
	です。各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われ
	ます。そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題
がないと思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該	
当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
1番	受付番号161号について調査報告いたします。
1番	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地	

	<p>は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8 番	<p>受付番号162号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>受付番号163号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。議案書2ページをお開きください。受付番号163号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。今回、敷地内で住宅の建替えを計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を昭和45年以前</p>

	<p>より宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため、農家住宅敷の拡張として追認の申請を行うものです。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
11番	<p>受付番号163号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>このたび、母屋の建替えを考えハウスメーカーに調査を依頼しましたところ、申請地が農地転用しないまま、宅地として利用していることに気が付き、取り急ぎ農地法第4条の許可申請をする次第です。</p> <p>今後このようなことがないよう、じゅうぶん気をつける所存でございます。宅地の出入り口も、線引き前から使用しており、農機具も南側にある納屋に保管されているためトラクター等の出入りがスムーズに済むので、農繁期には使い勝手が良くこれからも使用したい考えです。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>受付番号164号から167号の農地法に基づく農地転用許可の検</p>

討事項について、ご説明いたします。議案書は3ページから5ページにわたります。まずは、議案書3ページをお開きください。そして4ページに続きます。はじめに受付番号164号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。164号では、譲受人は、 に工場を置き、昭和42年から塩化ビニール製品の加工・梱包業及び運送業を行っている法人です。このほど譲受人の取引先の市内事業所は秋に閉鎖されることが決定し、同事業所は群馬本社に統合されることになりました。統合後も今までの業務は受託されるとのことですが、同事業所内で利用していた加工場・荷捌き場・駐車スペースが利用できなくなってしまうため、同規模の用途設備を確保する必要があり、倉庫敷地の拡張として申請するものです。議案書4ページをお開きください。次に受付番号165号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。165号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、夫婦で深谷市のアパートに暮らしており、自分たちの住宅の建築を考えております。申請農地はお互いの職場に通勤しやすく、大型ショッピングモールが近くにあるなど、住環境がととてもよいことから今回、自己用住宅敷として申請するものです。次に受付番号166号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。166号では、譲受人は、行田市に事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに、建売住宅敷として農地転用許可が出ており、開発が進んでいる地域となっています。近くには、南羽生駅があり、また、市街化区域に隣接した場所でもとても利便性が良く、需要が見込めることから今回、住宅6棟を建築する建売住宅敷として申請するものです。次に受付番号167号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。167号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成14年から主に一般貨物自動車運送事業を行っている法人です。近年は建築資材の輸送業務が好調により、同業務に対応するため車両の増車を予定しております。現在使用している加須に位置する配車センター では、物置や保有の車両で飽和状態にあり、新たな車両は登録できず、同場所にて敷地拡張を検討しましたが、農用地区域
---

	<p>(通称青地)であり、且つ道路との高低差もあることから敷地拡張は断念し、新たな駐車場用地を探していたところ、申請農地は事務所から近いため利便性もよく、また譲渡人の了解も得られたことから、今回、駐車場敷として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
11番	<p>受付番号164号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、(詳細に説明)です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当法人は昭和42年に設立し、同時に現在地に工場を設置し、以降現在に至るまで現在地にて塩化ビニール製品の加工・梱包業、及び運送業を営んでいます。このたび、主要取引先である</p> <p style="text-align: center;">羽生事業所が今年の秋に閉鎖することが決定し、事業所は</p> <p style="text-align: center;">に統合されることとなりました。統合後も今までも業務は受託することになりますが、羽生事業所内で利用(賃借)していた加工場・荷捌場・駐車スペースが利用できなくなってしまうため、現在の敷地を拡張して利用したく申請するものです。</p> <p style="text-align: center;">での利用スペースは、加工場約400㎡、荷捌場約1,500㎡、事務所・休憩室約140㎡、駐車スペース約2,000㎡であり、合計4,040㎡程度となっています。一方、今般の申請地は登記面積4,271㎡であり、既存敷地(実測9,367.46㎡)に対して約45.6%の拡張となります。上記の利用面積に加えて、一定の緑地を確保しなければならないことを考えると、申請面積は業務を継続するためにはどうしても必要な規模となります。なお、本件申請地西側に隣接する水路については、水路としての機能はすでになく、用途廃止・払下げは可能であるとのことであり、羽生市農政課と用途廃止・払下げ手続きの協議中です。本件申請地は、位置・規模の両面から、事業を継続するためにはどうしても必要な用地であり、今後とも地域経済の発展に少しでも貢献していきたいと考えておりますので、以上の理由を斟酌いただき、なにとぞよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号165号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私達は深谷市内の賃貸アパートに夫婦で居住しています。このたび、自分達の家を建てたいと思い、土地を探していました。土地選定にあたり、夫婦で話し合い、あまり住宅が多い場所でなく、ログハウスを建築するのに良い場所で職場に通勤しやすい場所・お互いの実家に行きやすい場所ということで、同土地を紹介されました。同土地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害をおよぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
10番	受付番号166号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	当社は、住宅建築業務を行っております。このたび、条件の良い土地が見つかり、建売住宅を計画しております。申請地は、自然が残る住環境に最適な住宅の提供を考えておりますので、何卒、許可して頂きますよう、よろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
11番	受付番号167号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、平成14年11月に企業しました。業務内容は、主に一般貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業、倉庫業、古物売買業です。

	<p>特に埼玉、東京の地場配送に力を入れ、ユニック業や平ボディの小型・中型トラックで建材や重量物の運搬で実績を積み重ねて参りました。お蔭を持ちまして、業績は年々伸ばすことができ、平成25年10月には加須市に配車センターを設けたところです。現在の会社規模は、2.0トンから3.7トントラック24台を抱え、従業員（ドライバー）24名、事務員4名、私を含め総勢29名にて運送業務を行っております。近年はハウスメーカーより、戸建て住宅用建材の輸送、主にプレカット工場より住宅建設地までの住宅の建築資材の輸送業務も行っております。この輸送業務については、年々弊社内の業務比率が上がってきており、近々に輸送用トラック3台の増車を致したくドライバーの募集を行っております。しかし、配車センター内では、物置等の設置もあり、新たな登録車両が出来ないところです。さらに、配車センター内には、来客用の駐車場も必要であるため、現在5名の従業員については、通勤車に事業用トラックの使用をお願いしている状況があります。このことから、配車センターの拡張について検討も行ったところですが、配車センターの周囲で拡張できる土地は、農業振興地域の農用地に位置し、且つ道路との高低差もあることから、配車センターの敷地拡張は断念し、新たな駐車場用地を探して参りました。このたび、本店から400mと近く、道路要件も6メートルの市道に面するなど弊社の希望に合致した申請地について、地主様の承諾が得られたことから駐車場用地として利用したく申請を致すものです。なお、申請地の利用計画は、新たに増車予定のトラック3台分の駐車場、羽生市内から配車センターに通勤している従業員5名が利用している5台のトラック駐車場及び羽生市内で貸駐車場を利用している業務者3台の駐車場として利用を致すものです。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑　ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号　農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>

	<p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員みなさまの調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、共同住宅敷1件、住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員みなさまの調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、共同住宅敷1件、住宅敷として5件、店舗敷として1件、進入路敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定等促進事業に係る合意の解約となりますが、9件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました3月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が2件、5条が12件ございました。関係なされました委員の方におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。</p> <p>① 賃借料情報提供について</p> <p>② 農業委員クラブについて</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>

——  
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、  
ここに署名する。

令和3年 4月 22日

会 長

署名委員

署名委員

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_